

1. 熱中症対策の現場管理費の補正について（1/4）

目的

- ・ 工事現場の熱中症対策にかかる経費について現場管理費補正の試行を行う。

対象工事

- ・ 福井県農林水産部、土木部の発注工事で、「森林整備保全事業設計積算要領、漁港漁場関係工事積算基準、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）、土木工事積算基準書」を適用して工事費を積算し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。
（ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除く）

用語の定義

真夏日：受注者が、下記①または②を選択できるが、①、②の併用は不可

①日最高気温が30度以上の日

②暑さ指数（WBGT）が25度以上の日

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯が①または②の日

工期：工事の始期から工事の終期までの期間

準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、フレックス方式の余裕期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

1. 熱中症対策の現場管理費の補正について (2/4)

実施方法

- ・発注者は、対象工事を特記仕様書に明示
- ・受注者から補正希望の申し入れがあり、「熱中症対策に対する具体の対策内容」を工事打合せ簿に記載し、監督職員と協議（施工計画書の提出時）
- ・受注者は、下記の2つの資料を工事打合せ簿に添付し、監督職員に提出
 - (1) 真夏日率等算出表（様式1）
 - (2) 熱中症対策に資する現場管理の実績確認書（様式2）
- ・真夏日の取得は、**施工現場の最寄りの観測所**の気温を用いる。
 - ①日最高気温 : 気象庁の公表値
 - ②暑さ指数 (WBGT) : 環境省の公表値
- ・令和元年5月1日以降の契約工事から適用
ただし、令和元年7月15日以前に完成した工事は、適用の対象外

積算方法

- ・真夏日率 (%) = 工期中の真夏日 ÷ 工期 小数点3位を四捨五入して2位止め
 - ・補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数*1 *1補正係数: 1.2
 - ・対象純工事費 × { (現場管理费率 × 補正係数*2) + 補正值 }
- *2 施工地域を考慮した補正係数

1. 熱中症対策の現場管理費の補正について (3/4)

熱中症対策に資する現場管理の実績確認書 (様式2) に記載する具体策

該当項目	項目	実施内容 (事例)
	屋外作業環境の改善	大型扇風機、送風機、ミスト扇風機、遮光ネット等の設置 作業場に遮光ネット、簡易休憩所、日よけテントの設置 散水による現場の温度低下 など
	休憩所の整備	エアコン、給水器、シャワー室の設置 冷蔵庫、製氷機、自販機の設置 など
○	作業管理	作業時間の短縮、休憩時間の確保、早出・早帰り 熱中症対策のために水分・塩分の補給 通気性の良い服装、遮光チョッキ、空調服の着用 ファン付きヘルメットの着用 など
	健康管理	熱中症対策として労働者の体調チェック、健康管理 作業中の巡視 (水分・塩分の摂取確認、経口保水液や冷却用品を搭載した冷房車両の巡回) 作業責任者に熱中症計を携帯させ、作業員に注意喚起 など
	熱中症に関する教育	労働者を対象とした熱中症に関する安全教育を実施 など
	その他	(自由記載)



▲作業場用大型扇風機



※狭小作業場では送風機



▲現場休憩所に日よけテント
(ミスト扇風機)



▲空調服を作業員に配布

1. 熱中症対策の現場管理費の補正について (4/4)

(計算例)

- ①工 種：道路改良工事
- ②工 期：135日
- ③真 夏 日：60日
- ④工事価格：1800万円

$$\text{真夏日率 (\%)} = \text{真夏日 (60日)} \div \text{工期 (135日)} = 0.44$$

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率 (0.44)} \times \text{補正係数 (1.2)} = 0.53$$

現場管理費

$$\begin{aligned} &= \text{対象純工事費 (11,254,400)} \times \{ (\text{現場管理費率 (0.3186)} \times \text{補正係数 (1.0)}) + \text{補正值 (0.0053)} \} \\ &= 3,645,000\text{円} \end{aligned}$$

適用前と比較し **+59,000円**

※仮に真夏日率を100%とした場合、適用前と比較し **+135,000円**

(平成30年度(福井市)における30度以上の真夏日率は、73日 \div 365日 = 0.2%)